

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

1. 改正の趣旨

(1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、海外から我が国に導入された外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害（以下「生態系等に係る被害」という。）を防止するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成 17 年政令第 169 号。以下「令」という。）により、特定外来生物として定められた外来生物の飼養等、輸入その他の取扱いについて規制を行っている（法第 2 条、第 4 条～第 10 条）。

〔 現在、令において、合計 166 種類の外来生物が法第 2 条第 1 項の政令で定める特定外来生物とされている。 〕

(2) 今般、専門家による議論の結果、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあることにつき新たに知見が得られた外来生物を、法第 2 条第 1 項の政令で定める特定外来生物として追加する。

(3) その他、令別表第 1 の特定外来生物の科名及び種の学名について、最新の知見を踏まえて変更を行う。

2. 改正の概要

(1) 特定外来生物の種の追加

法第 2 条第 1 項の政令で定める特定外来生物として、「*Boiga* 属（オオガシラ属）全種」（既に特定外来生物である 5 種を除く。）を追加する。（令別表第 1 関係）

(2) 特定外来生物の科及び種の表記の変更

①近年の分類学上の見直しを踏まえ、特定外来生物である種を全て包含できるよう「*Chelydra serpentina*（カミツキガメ）」を「*Chelydra* 属（カミツキガメ属）全種」に変更する。（令別表第 1 関係）

②令別表第 1 の「ゆびなががえる科」を「こやすがえる科」に変更する。（令別表第 1 関係）

③令別表第 1 の以下の種の学名を変更する。（令別表第 1 関係）

- ・スウィンホーキノボリトカゲ
- ・ひきがえる科の 9 種
- ・ウシガエル

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1. 改正の趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。)は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める外来生物(以下「特定外来生物」という。)の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いについて規制するとともに、特定外来生物の防除に係る規定、輸入品等の検査に係る規定等を定めている。

今般、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」(平成 17 年政令 169 号。以下「令」という。)を改正し、「*Boiga* 属(オオガシラ属)に属する種」のうち、既に特定外来生物である 5 種以外のものを新たに特定外来生物として定め、加えて、近年の分類学上の見直しを踏まえた学名等の変更を行う予定である。

改正令の施行に向け、未判定外来生物(法第 21 条)及び輸入のために種類名証明書の添付(法第 25 条第 1 項)が必要な生物等を定める「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」(平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号。以下「規則」という。)について所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

- (1) 令の改正によって「*Boiga* 属(オオガシラ属)全種」が特定外来生物として指定される見込みであることから、未判定外来生物について定める規則別表第 1 から「*Boiga* 属(オオガシラ属)に属する種のうち *Boiga cyanea* (ミドリオオガシラ)、*Boiga cynodon* (イヌバオオガシラ)、*Boiga dendrophila* (マングローブヘビ)、*Boiga irregularis* (ミナミオオガシラ) 及び *Boiga nigriceps* (ボウシオオガシラ) 以外のもの」を削除する。(第 28 条、別表第 1 関係)
- (2) 「ひきがえる科」について、「*Bufo* 属(ヒキガエル属)」の分類の変更を踏まえ、未判定外来生物の範囲を「旧 *Bufo* 属から分割された 19 属に属する種」に改める。また、対象種の学名及び和名を最新の分類及び名称に合わせて改める。(第 28 条、別表第 1 関係)
- (3) 「あかがえる科」の 6 種について、属名を「*Rana* 属」から「*Lithobates* 属」に改めるとともに、一部の種類の和名を改める。(第 28 条、別表第 1 関係)
- (4) 種類名証明書の添付が必要な生物について、「ひきがえる科」の対象を「*Bufo* 属全種」から「旧 *Bufo* 属から分割された 19 属の全種」に改めるほか、「あかがえる科」の一部の種類の学名及び和名を改める。(第 30 条第 1 号、別表第 3 関係)
- (5) 別表第 3 の「たてかみとかげ科」を「イグアナ科」に改める。(第 30 条第 1 号、別表第 3 関係)

環境大臣が所掌する特定外来生物に係る 特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の改正について

1. 改正の趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。)は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める外来生物(以下「特定外来生物」という。)の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いについて規制するとともに、特定外来生物の防除に係る規定、輸入品等の検査に係る規定等を定めている。

法では、特定外来生物の飼養等を原則として禁止している(法第 4 条)。ただし、例外として、法第 5 条第 1 項の主務大臣の許可を受ける場合等には、特定外来生物の飼養等を行うことができることとしており、当該許可の要件として、特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設(以下「特定飼養等施設」という。)を有すること等の基準等が設けられている(法第 5 条第 3 項から第 5 項まで)。その詳細については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」

(平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号)第 5 条第 1 項に定めるほか、同条第 2 項、第 7 条及び第 8 条の規定に基づき主務大臣が定める「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」(平成 17 年 5 月環境省告示第 42 号。以下「環境省告示」とする。)又は「環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」(平成 17 年 5 月農林水産省・環境省告示第 4 号)において定めている。

今般、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」(平成 17 年政令 169 号。以下「施行令」という。)の一部改正により、「*Boiga* 属(オオガシラ属)全種」(既に特定外来生物である 5 種を除く。)が特定外来生物に追加される見込みである。また、近年の分類学上の見直しを踏まえ、特定外来生物である種を全て包含できるよう「*Chelydra serpentina* (カミツキガメ)」を「*Chelydra* 属(カミツキガメ属)全種」に変更するほか、学名の変更が行われる。これに伴い、環境省告示についても所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) なみへび科の特定外来生物として掲げる種類を「*Boiga* 属(オオガシラ属)全種並びに *Elaphe taeniura friesii* (タイワンスジオ) 及び *Protobothrops mucrosquamatus* (タイワンハブ)」に変更する(詳細は別紙のとおり)。(環境省告示第 2 条第 11 号)
- (2) 「*Chelydra serpentina* (カミツキガメ)」を「*Chelydra* 属(カミツキガメ属)全種」に変更する。(環境省告示第 2 条第 7 号)
- (3) 以下の学名を変更する。
 - ① スウィンホーキノボリトカゲ(環境省告示第 2 条第 10 号)
 - ② ひきがえる科の 9 種(環境省告示第 2 条第 12 号)
 - ③ ウシガエル(環境省告示第 2 条第 13 号)

環境省告示にて規定する予定の特定飼養等施設等に関する細目

今回特定外来生物に追加される種	<i>Boiga</i> 属（オオガシラ属）全種
施設の基準の細目	おり型施設※ ₁ 等、擁壁式施設※ ₂ 等（環境省告示第1条第2号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）、移動用施設※ ₃ 又は水槽型施設※ ₄ 等のいずれかであること。
許可の有効期間	5年間
届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間	輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から30日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。 (1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、5年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。 (i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由 (ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。） (iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号 (2) 飼養等の許可を受けた日から1年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該1年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。 (i) 特定外来生物の種類 (ii) 1年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量 (iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項
識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法	個体の総排泄孔より前の左体側皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから30日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。 (1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格11784号又は11785号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップ

	プの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから 30 日以内に環境大臣に提出する場合 (2) 体長が 50 センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから 30 日以内に環境大臣に提出する場合 (3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから 30 日以内に環境大臣に提出する場合 (4) 学校教育法第 92 条第 1 項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第 2 項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする特定外来生物について、個体の総排泄孔より前の左体側皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから 30 日以内に環境大臣に提出する場合 (5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから 30 日以内に環境大臣に提出する場合
特定外来生物の取扱方法	(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。 (2) <i>Protobothrops mucrosquamatus</i> (タイワンハブ) の飼養等をする場合にあつては、危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

※ 1) 「おり型施設等」：おり型又は網室型の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあつては、この限りではない。

- ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下 等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- ハ おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。
- ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- ホ ニの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
- ヘ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
- ト 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

※2)「擁壁式施設等」：擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- ロ 擁壁式又は空堀式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。
- ハ 柵式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するための返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。
- ニ 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。
- ホ 地面に擁壁、柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。
- ヘ 電気柵を設ける場合にあっては、停電時に直ちに作動できる発電機その他の設備が設けられていること。
- ト 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
- チ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- リ チの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
- ヌ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
- ル 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

※3)「移動用施設」：特定外来生物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下 等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- ロ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
- ハ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
- ニ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ又は構造であること。
- ホ 閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。ただし、施設が活魚運搬車である場合にあっては、この限りでない。

※4)「水槽型施設等」：水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- ハ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、条鰭亜綱に属する特定外来生物に係る施設であって、水槽の壁面が十分な高さを有し、特定外来生物が逸出するおそれのない場合又は屋外から隔離できる室内に常置する場合は、この限りでない。
- ニ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合であって、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
- ホ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ又は構造であること。
- ヘ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。